

前は「創作とは何か」について考えましたが、今回も引き続き著作物性の判断を惑わせる要因について検討してみたいと思います。今回の「識別性」と「額に汗」も、なかなか手ごわい相手ですから、心してかかりましょう。



実は、Season-4は今月号で最後です。頑張って学習しましょう！

なかがわ

な)先月号で説明したように、著作物とは2条1項1号の定義規定だけでは分からないことが多いのは理解できた？

ち)惑わせる要因が多いということだよ。

な)そう。本当は定義規定に当てはめて純粋に「創作性」を考える必要があるのに、それを混乱させる要因が多いということなんだ。今回はその続きだよ。

ち)わっ、まだあるの！？ でも今回は、間違えないゾ！ **チョッキー**



最後に花を咲かせるゾ！

1. 識別性と著作物性

な)チョッキー、まずは次の俳句を鑑賞してごらん。

菜の花や 月は東に日は西に

与謝蕪村^{*1}

ち)有名な俳句だね。だけど、鑑賞と言われてもなあ〜。……国語の教科書に載ってたカモっていうぐらいで……。

な)じゃあ、こんな解説を付けたらどう？ まず、「菜の花」は黄色でしょ。そして、「月」が東に昇るんだから夜が迫っていて深い青色。さらに、「日」が西に沈むわけだから、夕焼けで空は真っ赤。この句をじっくり読めば、黄と青と赤という色彩が、目の前に浮かんでこない？

ち)うわぁ、そう言われてみれば、色の付いた美しい風景が目には浮かぶヨ！

な)さらに、こんな解説も付けられるよ。大地に咲く「菜の花」は地球を表し、月と太陽も詠まれているわけだから、この句はこの時代の宇宙観を表したものである！って。

ち)おお〜、なんか、壮大な俳句に思えてきた。こんな短い言葉の中に芸術を感じちゃう！ センセー、すごい！

な)……って、タネを明かせば映画『時をかける少女』のなかでの解説^{*2}なんだけどネ（笑）。

ち)な〜んだぁ。映画の受け売りかぁ。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) 1716～1783年。江戸時代中期の俳人、画家。

※2) 大林宣彦監督作品『時をかける少女』（1983）のなかで、岸部一徳演じる古文教諭の福島利男が説明している。

な)ハハハ。でも、こういう解説を読むと、まさに「思想又は感情を表現した」著作物という感じでしょ？これが著作物だということに異議はないよね？

チ)うん！ないヨ。俳句は受け取る人が感性を持っていれば、その句が持っている情報が十分に伝わるんだね。

な)次に、この文章について考えてみて。

あんなの飾りです。偉い人にはそれが分からんのですよ。

ジオン軍技術者

チ)ブッ。センサー、また、自分の趣味に走ってるデショ〜！？

な)そんなことナイナイ！（ちょっとあるけど／笑）だけど、これも重要なことなんだ。チョッキーは、このセリフが著作物だと思う？

チ)これって「機動戦士ガンダム」のなかで、脚の付いていないジオング^{※3}を前にして、技術者がシャアに説明するセリフでしょ？「ガンダム」の世界観の一つを表している有名なセリフだから、著作物じゃないのかな？

な)これは個人的意見だけど、この程度の短い文章は、著作物になり得ないだろうね^{※4}。

チ)ホントにそうなの？イメージは浮かぶんだけど……。

な)じゃ、質問ね。チョッキー、「わが巨人軍は永久に不滅です！」といえば？

チ)長嶋監督でしょ。

な)「芸術は爆発だ！」といえば？

チ)岡本太郎だよな。

な)「スカッとさわやか」

チ)コカ・コーラ！……って、センサー、漫才やっているんじゃないんだから！

な)ハハハ。でも、それってイメージの結び付き、すなわち識別性の問題でしょ？だから商標と同じだよな。このセリフで思い出されるストーリーはあるかもしれないけれど、それ自体が鑑賞できる対象ではないよね。

チ)う〜ん。そう言われればそうだけど……。でも、さっきの蕪村の俳句も短いよ。

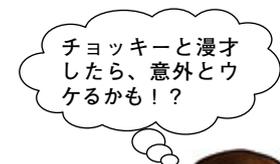
な)確かに、短歌や俳句は鑑賞する人の知識を要求するものだけど、「菜の花は黄」「夕焼けは赤」という客観的な補助知識と、どんなに多くの人が「知って」いても、それによって結び付けられた情報という補助知識とは同列には考えられないよね。

チ)なるほど〜。文章の具体的表現から直接伝わる類いのものじゃないね。



※3) TVアニメ『機動戦士ガンダム』(1979)の第42話に登場する、シャアが乗り込むモビルスーツ。未完成という設定なので、脚が付いていない。

※4) 裁判等で結論が出されているわけではない。同じ理由で、筆者は「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった」という文章や「吾輩は猫である。名前はまだ無い」という文章は著作物ではないと考える。



2. 「額に汗」と著作物性

な)最後にもう一つ、著作物性の判断を惑わせる大きな要因を説明しよう。
次の(A)～(C)が著作物かどうか考えてみてくれる？

- (A) 自ら食べ歩いて作った、都内のおいしいケーキ屋さんリスト
(店名、住所、行き方、ウェブサイトのURLを掲載)
- (B) 今まで意味不明だった古代文字を解読した文章
- (C) 地域のお年寄りからヒアリングして明らかにした郷土の歴史事実

ち)いずれの情報も、労力の結晶って感じだね。

な)そう、チョッキーの言うように情報としては価値があるものばかりだし、完成させるまでに相当な労力も使っているものだよ。さて、答えはどうか？

ち)うーん……(A)～(C)の全部、著作物ではないと思う。

な)ファイナルアンサー？

ち)ファイナルアンサー！

な)ピンポン！ 大正解。先生も(A)～(C)は全部著作物性がないと思う。

ち)やったー！ 最後によく正解だよー！ 長かったあ……。うれしい！

な)大変よくできました。チョッキーは、(A)がどうして著作物じゃないと考えたのか、その理由を説明してくれる？

ち)やっぱり、お店の名前、住所、URLは、「思想又は感情を表現したもの」とはいえないでしょ。

な)そうだね。ちょっと補足するけど、こういったリスト類は、著作権法12条^{※5}に規定する編集著作物の可能性がないわけじゃない。だけど、このケースのように「自分がおいしいと思った店を選択した」というだけでは「素材の選択に創作性がある」とはいえないだろうね。
では次に、(B)が著作物ではないと判断した理由は？

ち)うーんと、仮に古代文字で書かれた文章自体に著作物性があったとしても、単なる解読に創作は存在しないものね。古代の文章なら著作権も切れちゃってるだろうし(笑)。

な)ハハハ、そのとおり。チョッキー、「著作物性」が分かってきたね！
これは先月号で学んだ「差分」の理論だね。最後に(C)はどうかな？

ち)ヒアリングという作業自体は大変だったと思うけど、その作業によって記載されたのは「事実」だから、「創作したもの」とはいえないよね。

な)そのとおり。例えば、「エース列伝事件^{※6}」で、原告がその取材の苦勞について主張しているけれど、裁判所はこれを斟酌^{しんさく}していないんだ。

ついに正解したヨ！
うれしいな♪



やったあー！

※5) 著作権法12条は、「第12条(編集著作物)1項 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定する。

※6) 東京地判 S55.6.23 昭51(ワ)6587 原告は、「……編集部の協力を得て、第二次世界大戦における日本海軍及び日本陸軍の戦闘機隊に関する航空記録、新聞記事、雑誌、写真、戦闘機を描いた概略図等の資料を調査収集するとともに、日本海軍及び日本陸軍の各戦闘機隊の隊員で生存している者あるいは死没した者の遺族に面接するなど取材して談話を聴取し、……もって甲著作物及び乙著作物を完成した」と主張したが、裁判所は「甲著作物及び乙著作物の著作物としての態様は、ともに史実をその対象とするものであること」としたうえで、「これらの著作物と同一の対象を取扱って記述した場合に、……甲著作物及び乙著作物が有する同一性の範囲はさほど広くない」と判断している。

チ)でも、著作物ではないけど、こうやって苦労したものが著作物として保護されないというのも、ちょっとかわいそうじゃないかなあ……。

な)うん。いくら著作物じゃないからといって、人が苦労して集めた情報を正当権限なくコピーして使ったら、民法709条の「不法行為」に該当する。著作物性を否定しながら、不法行為として損害賠償を認める判決は多いんだ^{※7}。だから、全く保護されていないわけじゃないんだよ。

※7)「YOL見出事件」[知財高判 H17.10.6 平成17(ネ)10049] など。

チ)苦労して集めた情報を著作権法で保護すべきというような考え方はないの？

な)いい質問だね。米国では一時期、この考え方で著作権法を運用していたんだ。これを「額に汗理論^{※8}」というんだけど、この理論は1991年の米国最高裁の判決で否定されてしまった。日本では、一貫して著作権法2条1項1号の著作物の定義に基づいて判断しているんだよ。

※8)「the sweat of the brow doctrine」。1991年のFeist Publications, Inc., v. Rural Telephone Service Co.事件 (499 U.S. 340) によって、著作権は「額に汗(勤勉さ)」を保護するものではないと判示された。

チ)日本のほうがブレていないってことなんだね。

な)そういうことだね。では、Season-4の最後に、著作物性の判断に際する注意点を再確認しておこう。

重点

原則

- ・著作権は「思想又は感情を創作的に表現したもの」を保護する。相対的なオリジナリティーが求められる。
- ・他の著作物をベースに創作したものの著作物性は、その「差分」に著作物性があるかどうかで判断する。

注意点

- ・10条1項に例示される対象であるという理由で直ちに著作物性が肯定されるわけではない。
- ・財産的価値があるからといって、著作物性が肯定されるわけではない。
- ・情報量が多いからといって、著作物性が肯定されるわけではない。
- ・識別性と著作物性を混同してはいけない。
- ・著作権法は、労力を保護するものではない。

また、10月号
でお会いしま
しょう！



Season-5は、10月号スタート予定！

「写真」や「フィギュア」など対象別に著作物性を考えます。
「実用品」や「フォント」については、次回解説します。



今月のクイズです。
ナス、トマト、ニンジンなど多種類の野菜を個性的な配置で並べて撮った写真があります。他人がこの写真を参考にして自ら野菜を集めて並べ、似たような写真を撮りました。この後の写真は、先の写真の著作権を侵害する可能性があるでしょうか？

ニンジンは
苦手なんだよね、
ボク……。



※解答は p.70



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp